

## 議案第 4 2 号

副市長の給料月額の特例に関する条例の制定について

副市長の給料月額の特例に関する条例を次のとおり制定する。

令和 6 年 6 月 1 8 日提出

かすみがうら市長 宮 嶋 謙

副市長の給料月額の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、かすみがうら市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例（平成 1 7 年かすみがうら市条例第 4 0 号。以下「特別職給与等条例」という。）第 3 条に規定する副市長の給料月額の特例を定めるものとする。

(給料月額の特例)

第 2 条 副市長の給料月額は、令和 6 年 7 月 1 日から令和 6 年 7 月 3 1 日までの間に限り、特別職給与等条例第 3 条の規定にかかわらず、特別職給与等条例別表第 1 に定める給料月額から当該額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、特別職給与等条例第 4 条に規定する期末手当の算定の基礎となる給料月額については適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 7 月 1 日から施行する。

(失効)

2 この条例は、令和6年7月31日限り、その効力を失う。